

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

ペットは心の安らぎをもたらします。家族の一員として大切にしている方も多いと思います。しかし、ペットは置き物ではありません。四六時中監視しているわけにもいきません。思わぬところで周囲の方に迷惑をかけることもあります。子どもが迷惑をかけたなら親が謝るように、ペットが迷惑をかけたなら飼主が謝らなければなりません。

A マンションやアパートなどの集合住宅でペット不可となっているのは、ペットが壁紙を破損する、糞尿で室内を汚

Q 就職したので職場に近いアパートを探していますが、広告を見てみると、ペット不可と書いてありました。今までハムスターを飼っていたのですが手放さないとダメなのでしょう。また、落ち着いたら次はウサギを飼おうかと思うのですが…

損するといった設備保護の理由と、臭い、アレルギー、鳴き声などによる他の入居者や次の入居者からの苦情を防ぐ理由だと考えられます。

ハムスターをケージ内で飼うのであれば、設備の破損や他の入居者に対する迷惑も考えにくいですね。しかし、中には室内でハムスターを放し飼いにする飼主もいます。また、ケージから逃げてしまう可能性もあります。さらに、貸主が小動物なら構わないと考えていたとしても、相談も無いというのでは不信感の種になります。勝手に判断せず、事前に了解を取った方がいいでしょう。

また、大きさにもよりますが、ウサギには糞尿や臭い、アレルギーなどの害が予想されます。「しつけができていないから大丈夫です」と言っても、貸主がその事実を確認するのは難しく、簡単には理解が得られないでしょう。黙ってペットを飼い始めると、用法違反として契約解除の理由になります。たとえ被害や苦情がなくても、約束を破ったこと自体が解除の理由になることがあります。貸主の許可は事前に得ておいた方がいいでしょう。

いつかためになる

法律知識

Vol.7 ペットトラブル

弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)



相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付窓口
(平日10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
☎0120(078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町
に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243(62)0167

Q 近所で野良猫に餌を与えている人がいます。私も猫を飼っているのですが、その餌を食べて食べ過ぎにならないか、野良猫から病気をうつされたりしないか心配です。野良猫に餌を与えるのはよくないと思います。

A 野良猫への給餌(餌やり)を明確に禁止した法律はありません。各地の条例でも、給餌により生活環境に被害を生じさせることを禁止する条例はありますが、給餌そのものを禁止するものはないようです。

しかし、環境省の定めた「動物愛護管理基本指針」では、給餌によって動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護および管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることが指摘されています。そうすると、給餌の後始末を怠る、糞尿の害がひどいとか、無責任な給餌が原因で飼育猫の健康を害される、病気になるといったことがあれば、給餌をする方に対する給餌の差し止めや飼育猫の治療費の請求も考えられます。とはいえ、最初は冷静な話し合いから始めましょう。